

法人会 会員相談室

無料

トラブル発生時、いつでもご利用いただけます

- ◆特定の相談日は設けず、常時受け付けます
- ◆相談室のご利用には、お申込と専用相談カードの返送が必要となります（相談カードに基づき回答する形をとりますが、相談の概要につきましては、事務局へお申出いただければ直接相談員に送付することもできます）
- ◆相談カード（別紙）を保存してご活用ください

取扱相談事項

【法律相談】

相談員：三浦守孝 弁護士
(三浦法律事務所)

債権・債務、土地・建物、保証人
契約・取引等企業法務 その他 法律問題全般

【労務相談】

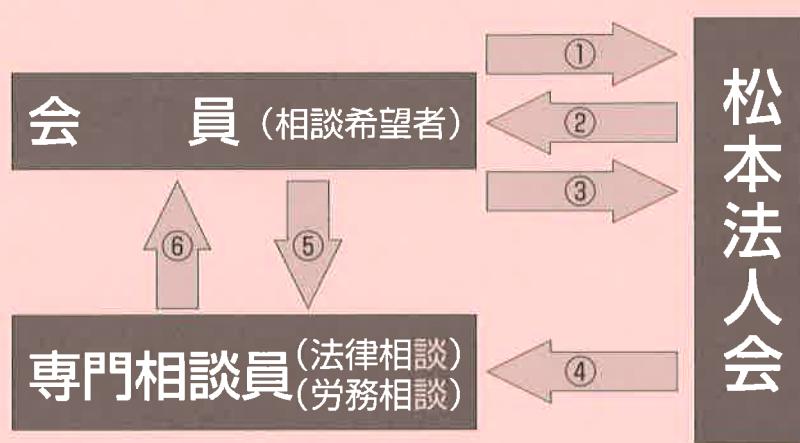
相談員：高砂礼次 社会保険労務士
(高砂社会保険労務士事務所)

健康保険、年金全般、労災保険（一人親方の労災含む）、雇用保険、賃金全般、就業規則、労働基準監督署の是正勧告等の対応、労働基準法に関する件、各種公的助成金制度 その他

*無料相談は、通常の相談範囲とさせていただきますので、それを超えて実務を依頼される場合は別途、相談員と個々に対応してください。

*相談の秘密は厳守いたします。

受付から相談まで



- ①法人会事務局へ申込（問合せ・相談カード請求）
- ②当会から専用相談カードを送付（FAX等にて）
- ③必要事項を記入後、当会へ返送（FAX等にて）
[相談概要については直接相談員に送ることもできます]
- ④到着した相談カードを相談員に転送
- ⑤相談概要を直接相談員に送る場合は、事務局から連絡後、相談員に送付
- ⑥ご指定の方法（電話、FAX、面談、郵送文書）により回答

お申込は

一般社団法人 松本法人会（事務局）

〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル 5階
☎0263-35-8080 FAX0263-36-0839

（注）電話による受付は毎週月曜日から金曜日（祝日および当会事務局休業日を除く）午前9時から午後5時までとします。また、受付時間のうち昼12時から1時までの間は受付を休止させていただきます。